高等学校等奨学給付金【家計急変世帯への支援】について

1. 概要

新型コロナウイルスの影響等に伴う家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対して、支援のための奨学給付金を支給します。

2. 支給対象世帯について

家計急変による経済的理由から、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯」に相当すると認められる者を対象とします。

<所得割合算額の見込が非課税の世帯の例>(目安となります)

世帯構成	年収見込
2人世帯	1,704,000 円未満
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満
6人世帯	3,704,000 円未満

3. 家計の状況の確認方法

- ①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
- ②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
- ③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

上記の書類を提出していただき、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、審 査を行います。

4. 注意事項

- ・災害などに起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象とはなりません。
- ・収入見込額には退職金、失業手当は含めないものとします。
- ・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法による ものとします。 3 か月の平均給与月額×12 月